

千葉県庁生活協同組合

看護師賠償責任保険 ご加入のおすすめ

● 取扱代理店〈お問合わせ先〉

千葉県庁生活協同組合

千葉市 中央区 市場町 1-1 南庁舎9階

TEL:043-227-8100 FAX:043-223-4626

● 引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

千葉支店千葉第二支社 千葉市中央区登戸1-21-8

TEL:043-245-1261 FAX:043-245-1262

看護師賠償責任保険とは

看護師、准看護師、保健師または助産師が日本国内において看護業務を遂行することにより、他人の生命・身体を害したり、財物を損壊したり、プライバシーや人格権を侵害したために、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

看護師賠償責任保険の特徴

- 保険料は団体割引20%が適用されています。
(被保険者が500名未満の場合は、保険料が変更になります。)
- 法律上の損害賠償金その他、弁護士費用や訴訟に要した費用も補償します。
- 看護業務遂行に起因して他人の生命・身体を害した場合その他、他人の財物を損壊した場合や、プライバシーを侵害した場合も補償します。

この保険は千葉県庁生活協同組合を保険契約者とし、千葉県庁生活協同組合員を加入者および被保険者(補償の対象となる方)とする看護師賠償責任保険の団体契約です。

看護師賠償責任保険の主な保険金お支払い例

- 誤った薬剤を投与してしまい、患者に身体障害が発生。患者から直接賠償金を請求された。
(基本契約)
 - 業務中、うっかり患者のメガネを踏んでしまい破損。患者から直接賠償金を請求された。
(財物損壊補償特約)
 - 患者と会話している際に、名誉を傷つけられたとして、患者から直接賠償金を請求された。
(人格権侵害補償特約)
- など

看護師賠償責任保険の内容

1. ご加入できる方(被保険者:補償の対象となる方)

千葉県庁生活協同組合員の看護師、准看護師、保健師、助産師の方が対象となります。
看護助手の方は対象外です。

2. 保険金をお支払いする場合

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務補助者である看護職(看護師、准看護師、保健師、助産師の方)が日本国内において、看護業務を遂行することにより、他人の身体を害し(基本契約)、もしくは他人の財物を損壊し(財物損壊補償特約)、または他人のプライバシーや人格権を侵害した場合(人格権侵害補償特約*)に、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

* 人格権侵害補償特約

看護業務遂行に起因して、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務補助者である看護職(看護師、准看護師、保健師、助産師の方)が行った次の不当な行為により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。

- ・不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ・口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損・秘密漏えいまたはプライバシーの侵害

3. お支払いする保険金

(1)基本契約

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。ただし、引受保険会社の承認なしに示談等をおこなうと損害賠償責任がないと認められる額が保険金から差し引かれる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

【損害賠償金】

(ご契約の 1 事故支払限度額が限度となります。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。保険金をお支払いした場合、保険期間中の総支払限度額からお支払いした保険金の額が減額されます。)

- ・身体障害(対人)事故:治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等
- ・財物損壊(対物)事故:修理代等(財物損壊補償特約)

【費用保険金】

① 損害防止費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用

② 権利保全行使費用

対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

③ 緊急措置費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用

④ 協力費用

引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

⑤ 争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

* 上記①から③については、その実費につき、損害賠償金の額と合算して1事故支払限度額を限度にお支払いします。

* 前記④と⑤については、1事故支払限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、⑤については、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、支払限度額の損害賠償金の額に対する割合によって、お支払いします。

(2) 訴訟対応費用等補償特約

看護師特別約款およびセットされた特約に規定する事故が発生した場合に、基本契約とは別に定めた支払限度額を限度に以下の費用を支出することによる損害に対して、保険金をお支払いします。(引受保険会社の同意を得て支出した費用に限ります。)

- ① 初期対応費用
 - ・事故現場の保存費用、写真撮影費用
 - ・事故状況調査・記録費用
 - ・事故原因調査費用
 - ・被保険者の交通費・宿泊費 など
- ② 見舞費用
 - ・他人の身体障害が発生した場合において、慣習として支出した見舞金(香典を含みます。)または見舞品の購入費用(被害者1名につき3万円限度)
- ③ 訴訟対応費用
 - ・意見書もしくは鑑定書作成のための費用
 - ・相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用
 - ・外注コピー、コピー機の賃借等に要した費用
 - ・事故等再現費用 など

(3) 人格権侵害補償特約

基本契約とは別に定めた、1名、1事故および保険期間中の支払限度額を限度にお支払いします

4. 保険金をお支払いできない主な場合

(基本契約、財物損壊補償特約、人格権侵害補償特約共通)

- ① 保険契約者、被保険者が故意に起こした事故による損害賠償責任

- ② 業務を行う施設もしくは設備(業務中に直接使用しているものを除く)または自動車、航空機、昇降機、車両、船舶もしくは動物の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波によって生じた事故による損害
- ④ 戦争、暴動、労働争議、騒擾^{じょう}によって生じた事故による損害
- ⑤ 美容を唯一の目的とする業務に起因する損害賠償責任
- ⑥ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ⑦ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ⑧ 所定の資格を有しない看護師、准看護師、保健師、または助産師が行った業務に起因する損害賠償責任
- ⑨ 保健師助産師看護師法の規定に違反して行った業務に起因する損害賠償責任
- ⑩ 被保険者が助産所の管理者である場合、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う助産または妊婦、もしくは新生児の保健指導に起因する損害賠償責任
(助産所開設者責任補償対象外特約) など

(財物損壊補償特約固有)

- ① 被保険者の占有を離れた財物または被保険者の行った業務の対象物の損壊自体の損害賠償責任
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した、被保険者の占有を離れた財物または被保険者の行った業務の結果に起因する損害賠償責任 など

(人格権侵害補償特約固有)

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解・同意に基づいて被保険者以外の方によって行われた犯罪行為(過失犯は除きます。)に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者による採用、雇用、解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の方によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の方によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の方によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の方によって行われた広告宣伝活動、放送活動、出版活動に起因する損害賠償責任 など

5. ご注意事項について

この保険は、保険期間(ご契約期間)中に事故が発見された場合にのみ対象となります。

被保険者数が500名に満たない場合は、保険料が変更になります。

支払限度額(ご契約金額)と保険料(団体割引20%適用)

支払限度額(免責金額なし)			1人あたり年間保険料
対人事故	1事故につき	1億円	看護師・准看護師・保健師・助産師 (共通) 3,000円
	保険期間中	3億円	
対物事故	1事故につき	30万円	
人格権侵害	1名・1事故・保険期間中	100万円	
訴訟対応費用等	1事故・保険期間中	500万円	
うち見舞金・見舞品	1名につき	3万円	

加入・変更・脱退手続

- 新規加入の方は、「看護師賠償責任保険団体契約新規加入申込票」に必要事項をご記入・押印の上、千葉県庁生活協同組合までご提出ください。
既にご加入いただいている方で、そのままご継続される場合はご提出は不要です。その場合、前年度と同じ補償内容にて継続されます。脱退・変更のある方は「看護師賠償責任保険団体契約変更依頼書」をご提出ください。特段のお申し出のない限り、翌年度以降も今年度ご加入内容と同一の補償内容にて継続されます。
※病院等を退職された方につきましては、脱退のご連絡がない限り、満期日まで補償は継続となり、次年度以降は非更新となりますので、予めご了承ください。

締切日

- 平成29年〇月〇日(〇)までにご提出ください。

ご契約期間(保険期間)

- 平成29年11月1日午後4時から平成30年11月1日午後4時まで(1年間)

保険料の払込方法

- 平成29年〇月の給与から保険料相当分を徴収させていただきます。
※中途加入の場合は、お振込みとなります。

中途加入の取扱

- 中途加入も随時受付いたします。表紙の〈お問合わせ先〉までご連絡願います。
毎月、21日(21日が土曜日、日曜日、祝日の場合は21日前日の営業日)までに、お申込みと保険料をお振込みいただいた場合、翌月1日午後4時より補償が開始します。

●ご注意いただきたいこと

〈万一事故が発生した場合の手続き〉

・万一損害賠償請求を受けるおそれのある事故(または原因や事由)が発生したことを知った場合、または被害者から損害賠償請求を受けた場合には、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合は、事故のご連絡の際にお申し出ください。

〈示談にあたって〉

この保険には、引受保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉、弁護士への法律相談、損害賠償請求権の委任等は必ず、引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払する場合があります。

※このチラシは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

看護師賠償責任保険「普通保険約款・特別約款・特約集」、保険証券は保険契約者に交付されます。